

平成21年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成21年9月30日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第52号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第61号 平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第45号 公の施設の設置及び利用に関する協議の変更に関する協議について
- 日程第5 議案第46号 瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第53号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第54号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第55号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第56号 平成20年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第62号 平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第63号 平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第65号 平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第43号 大垣市と瑞穂市との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議について
- 日程第15 議案第44号 瑞穂市と安八郡安八町との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議について
- 日程第16 議案第47号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第49号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第50号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第51号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第58号 平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第59号 平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第60号 平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第48号 平成20年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 議案第57号 平成21年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)

日程第25 土地財産調査特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	奥田	尚道
総務部長	新田	年一	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	伊藤	脩祠
福祉部長	石川	秀夫	都市整備部長	福富	保文
調整監	水野	幸雄	環境水道部長	河合	信
会計管理者	広瀬	幸四郎	教育次長	林	鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見	秀意	書記	清水	千尋
書記	棚瀬	敦夫			

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

1 件、事務局長から報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） お手元に配付しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による平成20年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を同条の規定により教育長から受けておりますので、御報告いたします。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第52号及び日程第 3 議案第61号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第 2、議案第52号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと日程第 3、議案第61号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）を一括議題といたします。

これについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 藤橋礼治君。

文教常任委員長（藤橋礼治君） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、文教常任委員会の報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました 2 議案について、会議規則第39条の規定により文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告をします。

文教常任委員会は、9月15日午前9時30分から巣南庁舎 3 の 2 会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、教育長及び所管の次長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告をします。

初めに、議案第52号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、執行部より平成20年度決算事業報告書に沿って補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、給食費負担金の未納額が399万円とあるが、過年度も含めた額かとの

質疑に対し、これは現年分のみである。過年度も含めると828万2,000円になるとの答弁でした。

また、不納欠損額が333万7,000円とあり、平成19年度に比べ600万9,000円減少しているがその理由は何か。不納欠損額処理は何年で行使しているかとの質疑に対し、過去において処理基準があいまいであったため、監査委員から指摘等もあり、平成19年度決算は滞納年数等を精査した結果、不納欠損額が大きく増加した。現在は、準拠法令等に則して原則2年で処理し、適正に行っているとの答弁でした。

続いて、支払わない人は固定化しているのではないか、分納する人はいるのか、支払い能力があるのに支払わない人はいないかとの質疑に対し、滞納者は固定化傾向にある。過年度滞納者を出さないよう教育委員会全体の課題として取り組んでおり、過年度の滞納者には分納相談も行っている。また、給食費は個々の負担責任によるものであることをわかっていただくために、年度当初に給食申込書を提出してもらい、確認をとっているとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第61号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）については、前年度繰越金の額が決定したことにより117万6,000円を補正し、その全額給食賄い材料代に充てるとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、給食食材における地元産が占める割合についての質疑に対し、米については県等の補助金を受け、学校給食会から購入している。この学校給食会は、JAより市内でとれた米を購入しビタミン強化もしている。単価のみを考えるなら生産農家から直接購入する方法もあるが、年間50トンほどの米を使用する関係上、確実に購入できるか等を含め慎重に検討したい。野菜については、市内産を限定すると生産量が少ないため難しい。デザートにおける柿・ナシは市内産を使用しており、また「柿いろいろ」を考案していただき提供される予定となっている。その他、アユの甘露煮・シメジ等市内産の食材を使用した給食も提供している。1回6,300人分の食材を品質のそろった市内産で入手するのは困難であるが、県内産の食材の購入には努めている。また、中国産のものは現在使用していないとの答弁でした。

値段の設定・交渉はどのように行っているか。食材の仕入れ残及び食べ残しはどうしているかとの質疑について、数社より提出された食材のよしあしを見てから入札を行い、単価契約している。品物によっては1社と交渉するものもある。また、仕入れ残は、人数を確認の上、仕入れるので原則でない。食べ残しは、気候の変動や行事等によって多いときで40から50キログラム出るが、圧縮をかけて西濃環境で処分しているとの答弁でした。

野菜等における残留農薬検査及び調理等における衛生面の管理は確立されているのかとの質疑について、残留農薬検査は給食センターで行ってはいないが、野菜等は購入元が市場でJAの基準に適合したものを購入している。衛生面においては、職員の検便、講習会を定期的に行っており、先般の職員によるノロウイルス事件を教訓にし、新型インフルエンザ対策にも万全

を期しているとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年9月30日、文教常任委員会委員長 藤橋礼治。

議長（小川勝範君） これより、議案第52号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決は、起立採決とあわせ採決システムを使用し、賛成、または反対のボタンを必ず押していただくようお願いをしたいと思います。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより、議案第61号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号から日程第13 議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第45号公の施設の設置及び利用に関する協議の変更に  
関する協議についてから日程第13、議案第65号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1  
号）までを一括議題とします。

これ等につきましては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告  
を求めます。

産業建設常任委員長 星川睦枝君。

産業建設常任委員長（星川睦枝君） 議席番号18番 星川です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括議題となりました10議案について、会議  
規則第39条の規定により産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、9月15日午後1時30分から巢南庁舎の3の2会議室で開催しました。  
全委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ご  
とに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第45号公の施設の設置及び利用に関する協議の変更に  
関する協議についてを審査しました。これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案ど  
おり可決しました。

次に、議案第46号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての審  
査では、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第53号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査では、  
事業報告書による補足説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しまし  
た。

次に、議案第54号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

これについて、処理区域の呂久は、将来人口の減少により使用料の減収が予想されるが、この対応への考えはとの質疑があり、計画処理人口から見て処理施設への接続は神戸町からも可能なので、将来神戸町へ接続の呼びかけを考えていきたいと答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

次に、議案第55号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

これについて、水洗化率は職員の努力により改善されつつあるが、依然低い。下水道に接続するには費用がかかるため、補助金を設けると接続しやすくなり、接続の向上につながるのではないかと質疑があり、平成20年度は、下水道接続の勧奨として戸別訪問873件、文書勧奨604件を実施した。補助金については、施設の供用開始後2年間は補助金を受けられる制度が設けてあるが、補助対象期間は既に経過している。その後、補助金の交付を受けられずに接続された方との公平性の観点から、補助金を復活して設けることは難しい。今年度から市排水設備等改造資金融資あっせんに関する規則に利子補給制度を設けたが、今のところ利用者はない。平成20年度は25件の下水道接続があり、水洗化率は前年度比1.5%の伸びで34.6%となったが、接続の促進には苦慮していると答弁がありました。

また、処理区域を苗田橋付近まで拡大するなどできないかと質疑があり、下水道整備計画を策定する中でコミュニティ・プラントのあり方も検討していきたいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第56号平成20年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての審査では、決算書に基づいて補足説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第62号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての審査では、補足説明として、歳入は、平成20年度決算額の確定に伴い繰越金を増額し、一般会計からの繰入金金を減額するものと、歳出は、職員の期末勤勉手当を0.2ヵ月分減額するものと説明がありました。

質疑はなく、討論に移り、1人の委員から、瑞穂市は職員の給与も議員の報酬も低い。その中で、人事院勧告に沿って期末勤勉手当を減額するのには反対との討論がありました。

賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第63号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての審査では、補足説明として、歳入は平成20年度決算額の確定に伴い繰越金を増額し、同額を一般会計繰入金から減額するものと説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第64号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）についての審査は、補足説明として、歳入は、平成20年度決算額の確定に伴い繰越金を増額し、一般会計からの繰入金を減額するものと、歳出は、職員の期末勤勉手当0.2ヵ月分の減額と利率の見直しで公債費を増額するものと説明がありました。

質疑はなく、討論に移り、1人の委員から、市職員には安定した給与が保障され、しっかりした仕事をしてもらいたい。人事院勧告に沿った期末勤勉手当の減額には反対との討論がありました。また、1人の委員から、現在の経済情勢や民間の状況を考えると、期末勤勉手当の減額もやむを得ないと賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第65号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）についての審査では、職員の期末勤勉手当0.2ヵ月分の減額に伴い収益的支出を減額するものと補足説明がありました。

質疑はなく、討論に移り、1人の委員から、民間の状況が厳しいから期末勤勉手当を減額するのは仕方がないということではなく、それはそもそも市職員の給与は低く格差があり、人事院勧告に沿って一律に減額するのは公平ではない。考え直す必要があるとの反対討論がありました。また、1人の委員から、他市と比べて市職員の給与は低いと思うが、市民に真摯な姿勢を示すためには期末勤勉手当の減額もやむを得ないと賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年9月30日、産業建設常任委員会委員長 星川睦枝。

議長（小川勝範君） これより、議案第45号公の施設の設置及び利用に関する協議の変更に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第46号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第53号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第54号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより、議案第55号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第56号平成20年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第62号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、62号議案に反対する立場から討論を行いたいと思います。

結論を先に申し上げます、職員の期末勤勉手当の0.20ヵ月分の引き下げに反対というのがその理由であります。

人事院では、5月1日、6月夏季一時金を0.2ヵ月分暫定的に支給凍結する特例措置の勧告を実施したところでありますけれども、当時、人事院臨時勧告の問題点につきましては、各自治体の職員組合から次のような指摘がなされております。

1．本年の民間一時金水準は未曾有の不況の影響を受けて大きく低下しているが、この水準低下は、民間準拠の原則のもとで本年夏の人事院勧告を経て適切に公務員給与に反映されるものであること、2．今回の夏季一時金暫定勧告の背景には一部与党の議論があり、そのことが異例の民間一時金臨時調査につながり、わずか340社の対前年増減比の調査結果に基づいて一部支給凍結勧告となったこと、3．これによって人事院勧告に求められてきた正確性を人事院みずからが否定し、これまでの人事院勧告制度に対する信頼性を大きく損ない、また政治からの圧力に人事院が屈したということは、労働基本権制約の代償機関としての機能と役割をみずからが放棄したこと、4．今回の勧告が、まだ決着していない中小地場企業の一時金交渉に悪影響を与え、かつてない不況の中で苦闘している地域経済を一層冷え込ませるものとなると、こういうことであります。我が議会におきましてもそのような議論が展開されたことは、皆さん御記憶にあるところであると思います。

さらに人事院は、8月11日、一般職の給与に関する法律の改正等の勧告を出し、給与を平均0.22%、平均で年15万4,000円の引き下げであります。期末勤勉手当につきましては、平成21年12月期以降の支給割合を、特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員について0.35ヵ月分の引き下げ、期末手当1.5ヵ月、勤勉手当0.7ヵ月とすることとしております。そして8月25日、閣議決定がされているところであります。この勧告どおり従うとすると、20年度までは6月2.150、冬2.350、合計4.50ヵ月だったものが、21年度は6月1.950ヵ月、12月2.2ヵ月、合計4.15ヵ月で、先ほど申し上げました0.35ヵ月の減額となるわけであります。

そもそも国家公務員と比較しても絶対額が違ふと思います。19年度行政財政指標によれば、ラスパイレス指数は県下市町村で最低クラスの89.1、21市の平均95.5と比較いたしまして6.4低いわけであります。これでは、いつまでたっても格差が縮まりません。議員報酬も同様であります。余りにも他の自治体に比較して職員給料や議員報酬が低くては、より優秀な人材を遠ざけることになるのではないのでしょうか。最低でも21市の平均は当然であるというふうに思っております。6月にもう済んだことだからでは済まされないのであります。したがって、私は、本議案に反対するものであります。

さらに、私はあえてこの場で申し上げておきたいと思いますが、12月議会では瑞穂市職員の

給与に関する条例及び議員の期末手当の当該部分を人事院勧告に従って改悪しないよう、堀市長に強く要請しておきたいと思っております。とりわけ、瑞穂市には職員組合がなく、職員みずからの労働条件について執行部と交渉する組織もありません。まさに当事者能力が担保されていない状況であります。そのことを、執行部は十二分に腹に入れた対応をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

なお、57号、58号、64号、65号の各議案につきましても同様の趣旨で反対であります、討論は省略させていただきますことをあわせて申し上げておきたいと思っております。

以上で討論を終わります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 6番 森治久君。

6番（森 治久君） 議席番号6番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

ただいま熱心に、また詳しく反対討論を西岡議員の方からされました。私も感銘するところもございますし、深く感心させられ、また、よくお勉強されておられるなというふうに思いました。

しかしながら、言われますのは、確かに一つの考え方として間違っではおられないと思いますが、私は、今現在1年前から経済情勢がこのように悪化し、これは岐阜県、または瑞穂市のみならず、全世界、また日本各地で民間企業、また民間にお勤めの皆様、市民の皆様には大変厳しい中の生活を強いられているというのが現実でございます。そのようなことを考えますと、やはりラスパイレスの低いこの瑞穂市の職員の皆様には大変な御苦労になる、また厳しい生活環境になるのではないかと考えますところではございますが、そのこのところをもう一度民間と同じ環境の中で、また目線に立って、この瑞穂市の経済向上を同じ環境の中から考えていただくのも一つかという思いで、そのような観点から、賛成の立場で討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。私は、反対の立場で討論させていただきます。

私は、総論としては反対でございます。大きい理由は、先ほど西岡議員が経緯と数字を詳しく述べられたのと全く同じ理由からです。関連法案は、産業建設委員会でも反対させていただきました。しかし、私がここで申し添えたいことがございます。それは、総論ではなく各論、

いわば下位の議論について申し添えたいと思います。

それは何かと申しますと、瑞穂市の職員に対する市民からの信頼ということについてです。この点を考えますと、私は総論において反対するわけですが、勢い込んで反対するほどの本当は自信がない。けれど、総論としては反対の立場をとりますので反対という結論になりますが、次に詳しく、どういうことで私がちゅうちょしなければならないかということをお願いします。

多くの市民の方は、ただいま賛成討論にありましたように、私らも大変なんやで、職員だって議員だって同じように下げるのは当然やと、これは大変わかりやすい。かつて小泉首相が市民を、国民を非常にわかりやすい、わかりにくい議論はしない、わかりやすい議論で煙に巻いたのと同じだと私は思っております。

もとに戻りますが、瑞穂市市役所の職員は現在市民から下げなくていいよと、今低いんですから、ラスパイレスが、それをもちろん知らせるわけですが、だったらここで頑張ってもらいたいから下げなくていいよと言ってもらえる状態でしょうか。

私は、産業建設委員会で申し上げましたが、環境整備に関する仕事では市民から大変苦情を受けております。これは、ごみの始末の仕方なんです、去年の10月だったと思いますが、秋には広報で突然に蛍光灯と乾電池を、元穂積町民ですね、巢南地区は収集の仕方が違いますので、元穂積町民はすべからく美来の森へ持っていくべしという広報が出ました。そして、この8月1日にはお菓子袋のポリ袋等は不燃物に元穂積町民はもう出してはいけないと、こういう変更が出ました。この点について大変苦情がありました。電話もありましたし、その月の不燃物の集める場所でも苦情がありましたし、この点についてどういう点の苦情があったかといいますと、まず変更について納得してもらえるような説明がない。それから猶予期間が何も無いわけですね。突然にもうだめだというので、大体ごみというのは1ヵ月、これは不燃物とか、これは可燃物とか、これは美来の森へ持っていくものとか、1ヵ月の間分けておくわけです。長い人は数ヵ月分けておくと思いますが、それをいきなりその月のごみを出しに行ったらあんたそれだめだよと言われて持って帰ったわけです。大勢の人が。

〔「内容が違います」と呼ぶ者あり〕

3番（熊谷祐子君） 違います。最初に申し上げました。下位の議論ではちゅうちょがあると。そのちゅうちょを申し上げております。しっかり聞いてください。

それで、こういう議論を産業建設委員会で申し上げましたら、そのときに、これは市民からもあったもんですから、ひとり暮らしのおじいちゃんなんか自転車で蛍光灯一本美来の森へ持っていくんかと。そこで交通事故に遭ったら市役所はそのお金を保障するんかと、そういう電話までありました。こういう点を言いましたら、担当課は産業建設委員会で、弱者というのはだれのことか意味がわかりませんか……。

議長（小川勝範君） 熊谷議員に申し上げます。討論は簡潔にお願いします。

3番（熊谷祐子君） はい、簡潔にしたいと思いますが、わかりにくいと思って少し丁寧に言わせていただきます。

弱者とは何かわからんと言われましたし、それから休憩時間には、もともと元穂積町民にはそういう社会教育がしてないからという発言もございましたが、私は何度も申し上げていますが、教育委員会に社会教育、このまちでは生涯教育になっておりますが、これをきちんとしなければならぬと申し上げました。啓発・啓蒙は行政のやるべき仕事の大きな一つです。

こういうことをしてこなかったのに、そういう仕事のやり方をすると、市民から市役所の職員に対して信頼というのはやっぱり落ちて、あんな仕事をするんであったら下げてもらっても当然やという声を、私は市民の代表でここへ出てきているわけですからやっぱり受けます。

ということで、私は、最初に申し上げましたように、下位の議論、つまり市民から市役所職員に対する信頼という点では大手を振って反対しにくいということがございますが、議論というのは上位のテーマ、下位のテーマがございますので、上位のテーマ、つまりラスパイレスの低さや、公務員はある程度安定した収入を保障されてしっかり行政サービスに努めていただくと、そちらをとりまして反対させていただきます。

最後に、これは江戸時代の儒学者だそうですが、あの上杉景勝ですね。

議長（小川勝範君） 再度通告します。討論は簡潔にお願いします。

3番（熊谷祐子君） あと一言だけお願いします。

これに仕えた細井平洲という儒学者が、「10人に3人とも不良の臣交わりつこうまつれば7人の忠良はありてもなしが如し」と言っているということです。

市民に対して弱者はだれのことかわからんとか言ってきたのは1人にすぎないとか、そういう職員が一人でもいれば、瑞穂市民からの職員に対する信頼は揺らぐわけですので、この後も、私たち、反対の人は私一人ではありませんので私たちと申しますが、私たちがそんな下げるべきではないという議論をしたときに、ぜひ瑞穂市の職員の方はそれを支持されるような態度で公務員の仕事をさせていただきたいと申し添えて、総論としては反対の議論をさせていただきます。失礼いたしました。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第63号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第64号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第65号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時52分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第14 議案第43号から日程第22 議案第60号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第14、議案第43号大垣市と瑞穂市との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議についてから日程第22、議案第60号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらにつきましては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） ただいま一括議題となりました9議案について、会議規則第39条の規定により厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、9月16日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第43号大垣市と瑞穂市との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議についてと議案第44号瑞穂市と安八郡安八町との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議についての審査を行いました。

執行部より、この2議案については、犀川堤外地土地区画整理事業による行政界の変更に伴い、境界変更のあった区域に係る平成21年度分における当市と大垣市の市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税、また当市と安八町の固定資産税の徴収を目的とする権利を承継しないことを、それぞれの市町と協議の上、定めるものであるとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第47号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産育児一時金を本年10月1日から平成23年3月31日までの間、経過措置として現行の35万円から4万円引き上げて39万円に改正するものであるとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、時限立法措置ではなく、平成24年度以降も市が上乘せして継続していくべきではないかとの質疑に対し、今回の措置は時限つきであるが、平成24年度以降も継続したいとの通達が、先般、厚生労働省よりあったとの答弁でした。この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第49号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算事業報告書に沿って補足説明があり、中でも注視すべきは、前年度からの繰越金と基金からの繰入金を差し引いた単年度収支において初めて赤字となったとの説明でした。

続いての質疑では、収納努力は認めるものの、短期被保険者証996世帯、資格証明書211世帯への交付は他市町に比べて大変多く、厳し過ぎるものではないか、税率及び4方式による賦課について見直す考えはないのかとの質疑に対し、滞納者については納税相談に応じていただくよう、絶えず連絡、訪問、分納誓約により短期被保険者証を交付している。しかし、幾ら連絡をしても相談に応じていただけない方に限って資格証明書を交付しているのが実情である。また、税の公平性から税務課徴収担当者の協力を得て差し押さえ等も行っているが、低所得者に対しては、国民健康保険税条例・同施行規則並びに同減免取扱要綱により救済措置も実施している。いずれにしても、当会計は互助の精神から成り立つものであり、今後もより健全な国保会計を目指して努力したい。賦課方法については、現方式に固執するものではない。医療費の

動向、国からの支出金、近隣市町の動き等を見据えながら、税率も含めて検討していきたいとの答弁でした。

この後、討論に移り、1人の委員から、被保険者の立場に立ったとき、これだけ滞納者が多いのは現在の減免措置だけでは不十分であり、生活困窮者の救済にはなり得ていないとの反対討論がありました。なお、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定しました。

議案第50号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと議案第51号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で認定しました。

議案第58号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、平成20年度決算額の確定により歳入の繰越金を1億6,818万9,000円増額する補正が中心で、その大部分を保険給付費に充てるとの補足説明を受けた後、質疑はなく、討論に移り、1人の委員から、職員の期末勤勉手当等が一般会計補正予算同様の減額になっている。給与条例の改正が先般あったが、当市のラスパイレス指数は全国的に見てまだ低く、国の通達をそのまま実施してはいけないとの反対討論がありました。なお、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第59号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）と議案第60号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）はそれぞれ平成20年度決算額の確定により繰越金を増額するものと、老人保健事業特別会計については平成20年度決算額の確定による一般会計からの繰入金であるとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年9月30日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。

議長（小川勝範君） これより議案第43号大垣市と瑞穂市との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号瑞穂市と安八郡安八町との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議長に発言を許していただきましたので、議案第49号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論をさせていただきます。

厚生常任委員会でも反対討論をいたしましたしましたが、高く払えない国民健康保険料が全国で問題になっています。また、資格証明書の発行も、当瑞穂市でも多く発行しています。住民の命と健康を守るための権利が奪われています。減免措置等の見直し等も含めて、生活困窮者に対する対応も考える必要があると思います。

日本共産党は、選挙の公約でも国民健康保険税を値下げすると、住民の要求に応じて頑張っ  
てまいります。その上でも反対をさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。  
ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第50号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第51号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第58号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第59号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第60号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第48号及び日程第24 議案第57号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第23、議案第48号平成20年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてと日程第24、議案第57号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を一括議題とします。

これらにつきましては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 議員番号17番、新生クラブ、若園五朗、議長より発言の許可



をいただきましたので、ただいまより報告します。

ただいま一括議案となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務常任委員会は、9月24日午前9時30分から議員会議室にて開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、担当の部長、会計管理者、教育次長、調整監及び総務常任委員会所管の課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。補足説明の資料としては、平成20年度瑞穂市歳入歳出決算事業報告書に基づいて説明を受けました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

まず初めに、議案第48号平成20年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

議案について各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見の報告はありませんでした。

次に、執行部より本案より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

1.平成20年度の市長交際費は、予算額80万円に対し77万4,000円の決算額であり、予算範囲内で適正に執行されたと思われるが、21年度の予算額はどうなっているかとの質疑について、予算額は20年度と同様の80万円だが、スポーツの激励金は市長交際費からではなく、教育長交際費にて支出することにしたとの答弁がございました。

2.岐阜県、愛知県、千葉県において、わからないような方法で裏金づくりなど長年不正経理がされていた。どこの自治体も不正経理はないと言いながら発覚されている。そんなことがあったら、一切合財のこと全額責任を持つと市長は言われるが、責任云々ではなくて、不正経理自体があってはならないことである。事務的監査だけでなく行政監査までやろうと思ったら、今の監査委員の報酬金額、日数ではできない。監査委員報酬の増額、監査事務の充実、場合によっては外部監査も必要ではないか。その点、総合的にどのように思っているのかとの質疑について、監査委員と事務連絡を密にとり、不正経理がないようにしっかりした監査を実施していきたい。決算審査については意見書のとおりである。今の意見をもとに監査体制を検討したいとの答弁がありました。

3.義務的経費の人件費が7.8%増加している。原因として、職員給与が6級制から7級制に変わったことや消防職員がふえたことがある。このままだと人件費が非常に伸びる可能性がある。事務職員や保育士の採用、アウトソーシングの計画など、職員の管理・運営をどのように考えているかとの質疑について、人件費において、瑞穂市はラスパイレス指数が県内の町や村よりも低い。せめて他の市並みにしたい。払うものは払うかわりに仕事もしっかりやってもらいたい。

また、瑞穂市の人口は、平成15年からおおむね3,000人の増と非常にふえている。保育・幼

稚園の受け入れ体制などによる保育士の増加や新規事業による事務の増加もあり、国の集中改革プランによる定員管理について、計画の見直しも考えているとの答弁がございました。

4. 樽見鉄道は毎年赤字と報告されているが、この樽見鉄道への補助金は本当にいいのか、今後の運営についてはどうかとの質疑について、樽見鉄道の経営状況は人件費を削減し、必要最小限の経費となっている。いかに売り上げを伸ばせるかが課題である。平成20年度から22年度までの3カ年の経営改善計画に基づき実施している状況である。

また、廃止するのは簡単だが、新たにつくろうと思ってもとてもできない。この程度の負担であれば、廃止にする形でなく将来に向けてお願いしたい。協議会のメンバーにも女性を入れ違った発想を取り入れるなど、赤字解消に努めてもらいたいとの答弁がありました。

5. みずほバスの運行状況の見直しで、本当に来年の3月に改正できるのか、地元や市民の声をどのように調査し、検討は進んでいるのかとの質疑について、運輸局や岐阜バスとはいろいろ調整を行っている。今後は、10月より緊急雇用として6カ月間の補助職員を採用し、公共交通会議にて検討していく。県の補助金は、19年度は約1,000万円であったが、20年度は690万円になった。今年度以降も減っていくと思われる。また、岐阜バスも岐阜・リオワールド線の本数を減らしたいとの意向があり、厳しい状況であるとの答弁がありました。

また、さきの公共交通対策特別委員会の設置から4年以上たち、市の担当者は何もやっていない状況である。要望は大型の店舗への乗り入れ、路線の見直しである。来年の4月1日の見直しに向け、担当者だけに任せておいては一向に進まないの、岐阜バスも呼びまして、年内には方向性を見出したい。できれば新年度から実施していきたいと思っているとの答弁がございました。

6. 基金の状況についてどう考えているのかとの質疑について、取り崩し状況は減債基金より4億円、公共施設整備基金より4億円と、目的を持って積み立てたものから財政運営上必要に応じて取り崩している。一方で、起債は合併特例債を有効に借り入れ、交付税に70%が財政措置されており、効率的な財政運営がなされていると思う。ただ、合併特例債も許可額の108億円の約9割を発行予定で、今後はこうした有利なものはなくなるのは事実である。したがって、財政運営上、基金をどんどん取り崩すのではなく、例えば公園事業などを行う場合には起債を借り入れて、事業効果の後年度負担も視野に入れた財政運営を組み立てていくことも必要になってきたと考えているとの答弁がありました。

7. ここ4年間で一たん停止の看板などが全然設置されていないが、公安委員会に要望は出しているのかとの質疑について、毎年警察と公安委員会とともに現地を確認しながら要望を出している。一たん停止は法的規制なので、まずそれ以外の方法を検討し、どうしても規制しなければならない状況になったときに規制するもので、要望したらすぐにできるものではないとの答弁がありました。

8. インターネットによる施設利用の申し込み、ホームページの充実など、市役所に行かなくても手続きができたり、情報を知ることにはできないかとの質疑について、ホームページでの施設の申し込みは、申し込み後、使用料の納付をして初めて権利を取得することになる。その環境が整備されずにインターネットによる施設利用を実施すると、前もって押さえるということでもどんどん申し込みされてしまうおそれがある。もう少し制度化をしないと、逆に不利益が出てしまう。

また、ホームページは昨年度リニューアル化して作成もしやすくなったが、サーバーが古いので機能が十分に活用できない面がある。今年度、緊急経済対策事業で国の補助事業としてサーバーを更新するので、今後はどのようなスタイルが市民ニーズに合っているのか、市民や議会の意見を取り入れ、より親しまれるホームページをつくり上げていきたいとの答弁がありました。

9. 敬老会は国の旗日である。自治会で敬老会行事をやっていないところがある。また、自治会に入っていない人への対応はどうなっているのか。小・中学生も敬老会に参加してほしい。最近、自分一人で育ってきたかのように親を殺す事件が多発している。また、家庭では遊びに行くために欠席するなど、それではいけない。お年寄りを敬愛する教育の一環として参加するよう、教育方針としているのかとの質疑について、実施されていない自治会が3自治会ある。何とか開催していただくよう、自治会長と今後も話していきたい。

次に、敬老の日に限らず、それぞれの休日に関し、学校では休日の意義の話をし、休日を過ごしてもらっている。また、ふだんからいろいろな地域行事に子供たちは参加している。敬老会に参加することは大変ほほ笑ましい姿であるが、敬老会はそれぞれの自治会ごとにされていることなので、学校としてはなかなか掌握できていないのが実情である。自治会と学校とどのようにしてもらいたいのか、よく相談していく必要があると思うとの答弁がありました。

10. 自治会活動振興交付金1世帯当たり1,400円について、1,400円の内訳を、補助要綱で具体的に悪水路清掃、道路・公園の清掃などと整備されているのか、その実績報告はしっかりチェックしているのかとの質疑について、自治会活動推進事業交付金等交付要綱に1,400円の金額は記載されているが、事業内容までは明記していない。自治会活動の振興に値する事業に対して交付している。事業報告については、20年度から自治会の総会の際の決算資料を添付して報告していただくようお願いしているとの答弁がありました。

11. 牛牧南部コミセンの経常経費が2,700万円、本田コミセンも3,000万円程度の経常経費が今後もかかると思われる。今度、穂積コミセンもつくるということだが、市税など自主財源が全然ふえていないのに支出は毎年どんどんふえている。足りない部分は起債を借りることになる。巢南中学校、西小学校、ほづみ幼稚園の改築など、やることばかりである。箱物をつくるばかりでなく、計画的な財政運営はなされているのかとの質疑について、箱物なんかはつくり

たくないが、必要な整備ができていないので御理解いただきたいとの答弁がありました。

12. 都市計画の見直しで、岐阜都市計画から離れて瑞穂市単独の都市計画にすることは考えられないのかとの質疑について、都市計画マスタープランは20年度に作成したが、見直しは22年6月である。今回の見直しは犀川堤外地の関係である。この次の見直しは5年後であり、都市計画審議会などで協議をしながら整備を進めていきたいとの答弁がありました。

13. 常備消防費で、20年4月より市全域を岐阜市消防に全面委託したが、委託料が高く増加しているのではないかと質疑について、特殊車両など不足していた分を今まではかなり岐阜市に頼っていた。20年度からは市全域を岐阜市に委託し、人的にも機動力においても消防力の強化につながっている。また、消防職員が今後40人から70人にふえるため、その人件費分が委託料としてふえるが、その分、人件費は雑入の負担金として入ってくる。だから、単純に支出がふえたものではないことを御理解願いたいとの答弁がありました。

14. 防災行政無線の整備計画はどうなっているのかとの質疑について、旧巢南町においては、合併前に3年間で機器更新がされていた。旧穂積町においては、昭和54年ごろに整備をし、もう30年以上経過し、老朽化している。部品も製造されていないため、平成21、22年度の2ヵ年計画で整備をするとの答弁がありました。

15. 総合センターの光熱水費が3,300万円であり、総合センターの経費全体の3分の1が光熱費である。地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>の削減をどのように考えているのかとの質疑について、節電をしているが、近年光熱費の単価も上がっており増嵩している。今年度に市民センターと巢南公民館の一部をLEDライトに切りかえを行う。その効果によって、今後総合センターでの導入を検討していきたいとの答弁がございました。

その後、瑞穂市の財政状況、瑞穂市の公債費について、配付資料をもとに執行部より詳細に説明を受けました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第57号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見の報告はありませんでした。

次に、執行部より本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

1. 目・節の流用については条例で流用が認められているが、その限度額はあるのか、また補正をするのか、流用をするのかの基準はあるのかとの質疑について、流用については規則等で決められている。人件費についてはできない。決算書を見ると、流用がちょっと多いようである。年4回の定例会があるので、できる限り補正を組むように指示をし、説明をさせていただくようにしていきたい。また、流用の額に対する限度額はないとの答弁がありました。

2. 今回補正予算で、公共施設整備基金積立金で4億4,000万、都市計画費で6,000万、道路橋梁費で7,500万円と大きな補正が提出されているが、当初予算に見込めなかったのか、予算

査定は甘過ぎたのではないか、それとも辛過ぎたのか、どのように考えているかとの質疑について、積立金は決算剰余金の2分の1以上を地財法の規定により積み立てをしたものである。また、道路整備の基盤整備はある程度まで整備しなければならない事業で、住民からの要望も非常に多く、避けられない事業である。箱物と違って、維持費がかかるものではないとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年9月30日、総務常任委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これより議案第48号平成20年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議長に発言を許されましたので、議案第48号平成20年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

反対の理由として、平成20年度の一般会計予算の提案説明で、堀市長は瑞穂市の環状線道路計画を表明されました。これは、東海道本線をトンネルで抜ける約20億円の工事費が必要だと答弁されていきました。日本共産党は、これは無駄な道路工事であると反対意見を述べさせてもらいました。20年度に瑞穂市の歳入歳出決算の事業報告の54ページの中で、道路改良費として、測量設計業務で市道3-1-2並びに11-14路線の511万5,000円の測量を執行されています。無駄な道路の設計工事をしていますので、私は日本共産党として反対をさせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第57号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時39分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第25 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第25、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会で継続調査事件となっています土地財産の管理状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） 議長より発言の許可がありましたので、報告します。

土地財産調査特別委員会の実施状況について。

本委員会は、設置されてから 8 月までに13回にわたり開催し、6 月議会以降の第11回から第13回開催について、簡潔にその内容を報告申し上げます。

第11回については、平成21年 6 月23日に開催し、前回の特別委員会で事務局に調査を求めた土地取得の経緯などが報告されましたが、取得経緯は、既に取得後十数年以上経過していることから、その詳細調査については限界がある旨報告を受けました。委員から、土地財産調査特別委員会の協議事項及び方向性について示してはとの意見から、第12回特別委員会までに正・副委員長に一任されました。

第12回は、平成21年 7 月22日に開催され、前回の特別委員会で意見のありました特別委員会の方向性について事務局と協議し、普通財産の一つ、土地開発公社の土地取得目的、2 . 目的未達成の理由、3 番目として、普通財産未利用地の公園や施設としての市の利用、自治会や各種団体等での利用、売却及び現状での管理等、今後の処分方法、4 . 財産価値損失の算定、以上 4 項目について検討することといたしました。会議においては、委員から土地財産の現在価値、普通財産の維持管理費等の質問があり、次回会議までに報告することとし、また次回の会議においては市長の同席を求め、市長の意向を確認することとしました。

第13回は、市長出席のもと、平成21年 8 月24日に開催いたしました。市長から、旧巢南町土地開発公社での土地取得の経緯等、説明を受けたところでありますが、その内容については、特に現市長の町長当時には、土地取得については議会の承認も得て取得したものであり、市長一人にその責任があるわけではないとのことでございました。また、普通財産の土地については、まちづくりのために活用していきたいとの発言がありました。

委員会では、事務局へ今後の活用方法を検討するため、現在約120筆に及ぶ未利用地の取得理由、事業化できなかった理由及び取得金額の調査や市としての今後の利用方法、例えば市の施設としての利用、地元自治会の利用、売却など、利用方法を 1 筆ごとに検討するよう指示し、また各 1 筆ごとすべての土地財産の現在評価額の調査を依頼したところでございます。

次回につきましては、開催日は資料作成ができなければ検討もできないということで、定めることができませんでした。したがって、早期に資料作成を完成させ、早目に開催し、未利用地の内容と今後の利用方法を詰めていくことといたしました。

以上、本委員会の第11回から13回までの土地財産調査特別委員会の開催概要、並びに調査の状況を述べ、第 4 回目の中間報告とさせていただきます。平成21年 9 月30日、土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これで土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対して質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

ただいま若園土地財産調査特別委員長から、中間報告として土地の取得の経緯、現在の状況、問題に対する今後の課題の調査等、いろいろ報告いただきました。大変御苦労さんでございました。

それにつきまして一つお尋ね申し上げるわけですが、せっかく公費を使って、費用対効果、いわゆる市民の税金でございますから、ただ先行投資をして、将来のため将来のためと言って土地を取得、そういうことは民間企業でも社長の指導者の責任が問われる時代になっておるわけです。特に公金による取得については、はりきちと将来のめどが立たないような先行取得をしますと、長期レベルによって、その当時の資産からいえば5分の1、6分の1にもなっていると、大きな市民の損失につながるわけです。たとえ首長がそうやって提案されて議会の議決があったにしても、私は、市民に対して行政、かつまた議会の大きな責任があると思うんですよ。大きな損害を与えるということは、私は責任があると思うんです。責任があるからこそ、今後の課題としてそういう問題点を是正するために、しっかり土地財産調査特別委員会で今後の方針を含めて精査をされておるものと思っております。

そこで、今後の展開の中で、未利用地のこれからの利用方法の問題、それから具体的に土地がどの辺であるのか、それをどういうふうに費用対効果を含めて今後の計画をなされておるのか。財源調査をして、その上で調査委員会でもたまた審議するというような中間報告だったと思うんですが、そこでお聞きしますが、私は中のああじゃこうじゃというために質問するわけじゃなくて、公金でこういう土地物件を取得する場合は、執行部が提案をする。議会が議決をしたから私は関係ないということではないと思うんですよ。特に首長並びに行政当局、それに議決権のある議会というものの責任は重いと思うんです。その責任の問題についてどういうふうに審議をされたのか、ちょっとお尋ねします。委員長、お答えください。

議長（小川勝範君） 土地財産調査特別委員長 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） 15番 山田隆義議員より質問のあった内容ですけれども、120筆はすべて前町長、堀市長を初め議会議決したわけでなく、旧穂積町の分、あるいは元の岡田町長時代の方も含めて120筆あるんですが、今言われた未利用地について公金を使われたということについて市民に対してどういうふうに今後対応し、その表明をしていくかということについては、調査特別委員会においては百条委員会を設置する。そしてもう一つは、今回の調査特別委員会の趣旨、現在発生している120筆をどうするか。先ほど言った一つ、土地開発公社の土地取得目的、目的未達成の理由、普通財産未利用地の公園や施設の土地利用、



そしていろんなことを考える。どうしていくか、売却するのか、管理するか、今後の対処方法をどうするか。そして、4番の中で価値財産損失の算定を出すことによって、この現在発生したことを土地財産調査特別委員会は処理すると。原因発生については、百条委員会を設置するかどうかという話も出ました。その中で、委員会の結論としては、あくまでも百条については、議会の機運、そして市民の機運があれば百条も設置する、別の委員会で。今回この中で、設置するか否かについて特別委員会で議論するということは、すべてそのことはしっかり議論しました。

しかし、この調査特別委員会を開催する中で市長の出席要求をかけたにもかかわらず、11回、12回、13回と最後の方になってから市長に出てもらっておる状況です。この委員会が発足してから市長にしっかり要請をかけたんですけれども、公務との重複とかということで、それも委員の中から、必ずこの委員会は出てくださいと、市長に合わせるということで、今調整をとりながらやってきました。今言っている11回、12回、13回、このときだけぐらいですかね。今まではあくまでも委員会を主導型で開催日を決めたんですが、市長の段取りを聞いてから開催するというので今後していきます。

120筆すべてが現在の市長の執行のもと、議会で通したのではないんですけれども、その内容を精査すればすべてのことがわかるんですが、土地開発公社で実際に利用されていない用地を今自治体が持っていることも完全に違法ですし、財産を一般会計に渡したこともすべて手続上問題があります。

そういうようなことも含めて、1回から13回までしっかり議論してきました。この問題はだれが責任をとるか。その話も出ました。はっきり言って百条設置するかしないか、そのことは今回の委員会の中で皆さんの意見を集約し、それはちょっと考えようと。市民の機運、議会の機運が高まれば百条も設置しましょうかと。あくまでも特別委員会を今回は設置しない。ところが後追いで、結果論で追うのではなくて、どうするかということがまず、取得価格、現在価格であればその損失はすぐ出ますし、ましてや公金で買ったにもかかわらず利用されておらんのも問題があります。これはすべて議会として市民に報告する義務があるし、市長なり執行部が市民に知らせて現状を把握してもらった段階で百条委員会を設置する。そして、特別委員会としては百条委員会の設置がどうのこうという話ではなくて、あくまでもこの問題はもう結果論ですので、どうするかということでございます。

いろんなことを何回でもしゃべりましたが、結論としてはそういうことです。公金としては利用されていない未利用地ですので、本当に大きな、山田議員が言われたような損失が出ておりますが、そういうことも含めて今後十分、調査特別委員会としては山田さん以上に議論していきますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、過去をひきずり出してそれを調査をした結果、それに対してあでもないこうでもないといつくへそ曲がりな質問はするつもりはございませんが、これをしっかりと反省し、踏まえて、将来禍根がないように、市民の血税を有効に、お金を残すばかりではないんです。そのお金は有効に市民に還元すべきお金なんです。それが、執行部と議会が切磋琢磨して対応する。

今現在の報告を聞いておりますと、大きな未利用地が物すごいあると。何のために買ったのか。きちっと利用されておればいいですよ。利用されていない土地を買って、聞くところによると、今現在の評価額で計算すると4億とも5億ともいうような損害に値すると。これは重大なんです、私が言うのは。こういうことをしっかり行政・議会が反省をしないと、なあなあでこれからも土地取得をして市民に損害を与える結果になる。税金の使い道としては、私は適正ではなかったと思うんですよ。

そういうことをしっかりチェックしていくために、私は監査機能を強化を図ってくれとっておるわけですよ。

4億、5億、例えば現在売買したら損害を受けるわけですね。1年に外部監査したら800万、1,000万かかると。40年間続きますよ、外部監査費用。1年に800万、1,000万を外部監査の費用を使ったとしても、40年間、4億の市民の税金を使って対応できるんですよ。それが、特に地方分権時代における地方の議会、地方の行政というものは、仕事も予算も膨大になってくると思うんですよ。そういう時期において、僕は監査機能をしっかり高めなさいとっておるんですよ。

それで、マニフェストにも外部監査はやらなきゃならん、やりますということもうたっているとしますので、しっかりやらなければ重大な責任追及にも値するよということを再三再四にわたって過去から申し上げているんです。

僕は、堀市長になったから堀市長を追及したり、かつまた擁護したり、特別な考えは持っておりません。市民の目線に立って議員活動をやっておるわけですから、前の市長のときにも外部監査をやりなさいとっておるけれどもやらなかったと。今度、堀市長は外部監査をやるとマニフェストでうたいながら、今のところそこまで至っていない。その過程において土地対策特別委員会の報告によると、現在のような費用対効果からいったら十分こたえられていないような無駄な土地を先行取得しておる。その結果、時価で計算すれば4億も5億も損しておるんだと。こういう取得の仕方を過去今までやってきた行政・議会がいいのか悪いのか。僕は絶対いかんと思うんですよ。これは市民に報告したら、おまえらは人の税金やと思ってどんどん土地を買って、今利用しておらん土地を評価すると4億、5億損しておるじゃないか、おまえらが責任とれとなりますよ。

私も責任はありますので、だから今後の課題として今までのことが大きく反省されたら、刑法等にも触れなくても、触れなかった場合はいいんじゃないかということで見逃したらいかんと思うんですよ。触れなくても道義的に責任は重いと思いますので、そういう意味において外部監査をしっかりと位置づけをして、少なくとも来年の4月からは近隣に見られない地方議会として、地方分権時代に対応できる外部監査機能を導入したと。岐阜市、大垣市にまさるとも劣らないような行政・市議会の活動をなされておると、模範的な先進地として僕は位置づけてほしいと。だから、これは酸っぱく言っておるわけです。だから、いい機会でございますので、土地財産調査特別委員長の報告に対して、私は最低でも外部監査の導入を4月からやっていただかないとするならば、今状況によっては百条委員会も開いてとことんまでやってくださいと。やらないと言ったら、あなたは適当に調査をして中間報告して、のらりくらりやって、きれいごとを言って終わったのかなと、私もまた胸が騒ぐようになりますので、そういうことにならないように、しっかりとこれを契機に外部監査導入を図っていただくようお願いしたいと思います。委員長のそれに対するお答えをください。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） 15番 山田隆義議員の質問に対してお答えします。

土地財産調査特別委員会については、山田議員の言われることについて十分議論してきました。今まで13回やる中で、内容は、今までは現職の堀市長の土地と、議会と絡めて全部予算執行し、普通財産で市の財産になっている。土地取得の中で言われているのは、自治法で5,000平米以下の土地についても土地取得としての今までの前歴があるから、ある程度議会で協議してほしいということも特別委員会でも言っています。

この間の議会のときでも、本田地区か穂積北中の西側の土地4,009平米を取得するというこの口頭だけであったんですが、実際に利用目的はどうなのか。僕もまだわかりませんが、公益的な幼保の一元化の施設をつくる用地かわかりませんが、5,000平米以下の土地についても今までの前例があるんだから、しっかりと市民のわかるようにするために議会報告をしてもらおう。そして、議会も納得して取得する、利用するというところでございました。今まで私たちがやってきた中で、幾らでもデータを個人情報でとれます。これは他市町と比べれば、瑞穂市はすごく情報がおくれていると言っては失礼ですけど、非常に格差がある。

そしてもう一つ、1回から13回やる中で執行部に頼んでおるのは、仕事が遅いと。調査特別委員会でその課題、問題点を出したけれども、120筆のデータを出せと言ったんですけど、35筆か50筆ぐらいですかね、データの出し方が遅いと。それは委員でしっかりと議論しています。この席ですので、執行部も、議会が資料を出せと言ったら期限を切って、早く4項目を整理し、とにかく手を打ってこないと、本当に議会として不信感を感じます。調査特別委員会においては、出せる資料は全部出せ、それを早く迅速にやれ。遅いのが今現在執行部の対応です、はっ

きり言って。その辺は委員会の中でしっかり議論されています。

そうした中で、くどいようですけれども、自治法で5,000平米以下の土地取得について法的には幾らでもできる。しかし、今までの経緯を見たこういう状態の中で、すべて議会に報告し、実際こういう目的で公費を使うこともあったと、執行部も今聞いていますので、しっかりそこら辺も目的をはっきりし、取得するしないということも明言してほしいと思います。

くどいようですが、百条委員会を設置するという事は議論がたくさん出ましたんで、そのことは、市長は出てみえんで副市長以下執行部は聞いています。執行部も、市長が出ておらんときは僕らの議論のことをしっかり言っておかないと、百条委員会はどうなったか、市長の耳には届いておりませんが、そういう厳しく議会としてやっていることをしっかり認識してもらわないと、調査特別委員会の委員長としては困りますので、今後とも前向きにいろいろと進めていきますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 曲がりなりにも答弁のような内容と承りますけれども、そこであとは答弁を求めませんが、今報告のように、土地取得については5,000平米以下、1億5,000万円までは議会の議決は必要ないという条例になっておると。しかし、なっておるからといって、それをてこにして何でも土地を買えばいいと、それから1億5,000万円まではどんどんと議会の承認なしにやってもいいということではないと思うんですよ。それはやればやるほど強権発動、自分の指揮権の過大な執行になるわけですから、その責任は100%、私は責任を持ってもらえないかと思えますよ、100%。それを過去にやってある物件については、現在その物件が3億の損失、4億の損失になったら、これは時効になっておるかなっていないかでなしに、道義的に責任があるんですよ。

だから、過去のことの追及は穏便にしたいと思えますので、少なくとも今後そういうことがないようにしっかりと監査をやってもらうために、いわゆる外部監査をしっかり導入してくださいと。それをやらなかった場合は、何の意見も聞かないということですから、何の意見も聞かないということになれば、おとなしい人間でありますけれども、一段とアップして議会混乱になるような事態があってもやむを得ません。

私は一石を投じておるわけですから、外部監査はしっかりやりなさいと言っておるんですから、僕は、あっちへ行ったりこっちへ行ったり質問が振れているわけではないんですよ。だから、これは今土地財産調査特別委員長が百条委員会も含めてしっかり調査をしていくと。ただ、きょうは中間報告だけだとおっしゃられますので、今後の調査の展開を注視していきます。だから、この辺で質問は終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第3回瑞穂市議会定例議会を閉会いたします。御苦労さんでした。

閉会 午後2時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年9月30日

瑞穂市議会 議長 小川 勝 範

議 員 森 治 久

議 員 棚 橋 敏 明